

「まなぶ想い」普通預金（教育資金贈与非課税口）および 「はぐむ想い」普通預金（結婚・子育て資金贈与非課税口）に関する 規定改定のお知らせ

1. 対象となる規定

- ・普通預金（教育資金贈与非課税口）に関する特約
- ・普通預金（結婚・子育て資金贈与非課税口）に関する特約

2. 改定内容

「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されることに伴い、規定に記載のある年齢を20歳から18歳に変更します。

	旧	新
普通預金 （教育資金 贈与非課税 口）に関する 特約	<p>14.【預金者および法定代理人の届出】 (1)預金者または法定代理人は、預金者がこの特約の締結時に未成年者である場合において次の事由が生じたときには、直ちに当行所定の手続により当店に届出するものとします。 預金者が20歳（ただし、民法に定められた成年年齢が変更された場合にはその年齢とします。）に達したとき</p>	<p>14.【預金者および法定代理人の届出】 (1)預金者または法定代理人は、預金者がこの特約の締結時に未成年者である場合において次の事由が生じたときには、直ちに当行所定の手続により当店に届出するものとします。 預金者が18歳（ただし、民法に定められた成年年齢が変更された場合にはその年齢とします。）に達したとき</p>
普通預金 （結婚・子 育て資金贈 与非課税 口）に関する 特約	<p>9【預金者による表明および保証】 預金者は、当行に対し、本口座開設日および本口座への金銭の預入れをした日（後記 および については、後記 および 記載の書類の 提出日を含みます。）において、次に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証します。 本口座開設時において、預金者本人が20歳以上50歳未満であること 預金者とその直系尊属との間で預金者を受贈者とする書面による 贈与契約（贈与をした者の死亡により効力が生じる贈与を除きます。）が締結されていること</p>	<p>9【預金者による表明および保証】 預金者は、当行に対し、本口座開設日および本口座への金銭の預入れをした日（後記 および については、後記 および 記載の書類の 提出日を含みます。）において、次に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証します。 本口座開設時において、預金者本人が18歳以上50歳未満であること 預金者とその直系尊属との間で預金者を受贈者とする書面による 贈与契約（贈与をした者の死亡により効力が生じる贈与を除きます。）が締結されていること</p>

3. 改定日

2022年4月1日